

観音寺市おむつバンクデジタルサイネージ広告掲載に関する取扱規約

(趣旨)

第1条 この規約は、観音寺市おむつバンクデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、観音寺市広告掲載要綱（平成19年観音寺市告示第97号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 広告の掲載基準は、観音寺市広告掲載要綱第5条及び第6条に定めるとおりとする。

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

期間	掲載料
1ヶ月	10,000円
3ヶ月	22,500円
6ヶ月	36,000円
12ヶ月	60,000円

(広告の仕様等)

第4条 広告の仕様は、次のとおりとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

項目	仕様
ファイル形式	MP4
サイズ（16：9）	W1920＊H1080px
画像ビットレート	2000kbbs
フレームレート	30fps
音声フォーマット	160kbps、44kHz、stereoCBR

(設置場所)

第5条 デジタルサイネージの設置場所は、観音寺市子育て支援センターとする。

(広告の募集期間)

第6条 募集は随時行うものとする。

(申請書等の提出)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、掲載を希望する月の前々月の末日までに観音寺市おむつバンクデジタルサイネージ広告掲載申請書（様式第1号）及び広告案（以下「申請書等」という。）を市長に提出する。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、申請書等を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、観音寺市おむつバンクデジタルサイネージ広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。

(掲載料の納付)

第9条 申請者は、決定通知書受領後、広告掲載を開始した月の末日までに、掲載料を納付する。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告の作成及び提出)

第10条 広告は、申請者が仕様に沿って作成し、掲載を開始する日の15日前までに市長が指定する場所に提出するものとする。

2 広告の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 申請者がこの規約に違反したとき。

(2) 観音寺市子育て支援センターの都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

(3) その他デジタルサイネージの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(申請者の責任)

第12条 掲載された広告についての一切の責任は、申請者が負うものとする。

(掲載料の還付)

第13条 既納の掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、第11条第2号に規定する事由に該当したことにより広告掲載の決定を取り消したときは、既納の掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規約は、令和5年5月15日から施行する。